

# 犬猫所有者のマイクロチップ装着・情報登録の流れ(販売ルート以外)

※MCを装着した場合には、指定登録機関へ必ず登録すること。



②MC装着

獣医師

①MC装着依頼

③MC装着証明書の発行

✓ **MC装着の努力義務**

**【所有者】**  
動物愛護団体、飼い主

✓ **MC情報登録の義務**  
手数料支払い300円  
(紙申請の場合1,000円)

⑥譲渡し

登録証明書

※譲渡しは、登録証明書とともに行う

**【所有者】**  
飼い主

✓ **所有者変更登録の義務**  
手数料支払い300円  
(紙申請の場合1,000円)

④MC登録申請

※MC装着証明書を添付する

⑤登録証明書の交付

⑦所有者の変更登録

⑧登録証明書の交付

指定登録機関

所有者情報登録DB

- 氏名及び住所
- 電話番号
- 犬又は猫の所在地
- MC識別番号
- その他環境省令で定める事項

登録内容変更の届出  
(住所変更、死亡届等)